

★相続税申告の誤りやすい事例②

今回は、以前ご紹介した国税庁の「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」から孫に関する事例を一部抜粋してご案内します。 (若林 茂)

◎被相続人の孫が相続した場合（2割加算①）

祖父の死亡に伴い、祖父の財産を孫が相続。なお、父は祖父の死亡以前に死亡しており、孫は父を代襲して相続人となっている。

- (誤) …孫は祖父の一親等の血族ではないので、2割加算の対象と考え、2割加算の規定を適用して申告した。
- (正) …孫は祖父の一親等の血族には該当しませんが、孫が父を代襲して相続人となっているので、2割加算の対象とはなりません。

○ 2割加算とは

相続等によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。

◎被相続人の孫が相続した場合（2割加算②）

祖父の死亡に伴い、祖父の財産を父とともに孫が相続。なお、孫は祖父と養子縁組を行っている。

- (誤) …祖父の孫養子（養子となった孫）は祖父の一親等の血族に該当し、2割加算の対象とはならないと考えていた。
- (正) …孫養子（代襲相続人である孫養子を除く。）は、一親等の血族に該当しますが、相続税の2割加算の対象となります。

◎被相続人と養子縁組を行った孫がいる場合（基礎控除）

祖父の死亡に伴い、祖父の財産を父と孫2人が相続。なお、孫2人はともに祖父と養子縁組を行っており、祖父の相続人は、父と孫2人の合計3人となっている。

- (誤) …孫2人は祖父と養子縁組を行っているため、民法に規定する相続人に該当するので「遺産に係る基礎控除額」を3,000万円+600万円×3人（父+孫2人）=4,800万円と計算した。
- (正) …孫2人は民法に規定する相続人に該当しますが、「遺産に係る基礎控除額」を計算する際には、被相続人に実子がある場合は、「法定相続人の数」に含める養子の数は1人に限られます。そのため父が祖父の実子に該当するので「法定相続人の数」は2人となり、「遺産に係る基礎控除額」は3,000万円+600万円×2人=4,200万円となります。

◎留意点

- 上記のように、相続税においては孫や養子については誤りやすい取り扱いが設けられているため注意が必要となります。
- また、孫に「結婚・子育て資金の一括贈与」をしている場合には2割加算等について特別の取り扱いが設けられているため合わせて確認が必要となります。